

各政策の評価結果

政 策 - 1 - (1) -

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	主要行の不良債権処理の促進
15年度 重点施策	金融再生プログラムに基づく措置の必要に応じた実施 RCCの一層の活用 産業再生機構との連携

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	不良債権問題が正常化されること

3. 政策の内容

不良債権処理の促進は、金融機関の収益力改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものです。

従って、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠です。

このような考え方にに基づき、平成14年10月の「金融再生プログラム」においては主要行の不良債権比率を16年度末までに14年3月末の半分程度に低下させることを目指し問題の正常化を図ることとともに、RCCの一層の活用や産業再生機構との連携強化を促進しています。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

(1) 金融再生プログラムに基づく措置の実施

平成14年10月に取りまとめた「金融再生プログラム」に基づく措置を必要に応じ実施した結果、金融再生法開示債権でみる主要行の不良債権比率は14年3月期の8.4%から16年3月期には5.2%に低下しており(残高は、14年3月期の26.8兆円から16年3月期には13.6兆円と、13.2兆円減少)、同プログラムの目標である「平成16年度末までの主要行の不良債権比率半減」に向けて着実に進捗しています。

また、産業再生機構やRCCにおける企業再生の推進に加え、主要行における企業再生子会社の設立などが進み、清算型処理だけでなく企業再生を通じた不良債権

処理の取組みも進んでいます。

(注) 16年3月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、2年3年ルール、5割8割ルールに沿ったオフバランス化が進められています。

(2) RCCの一層の活用

実績は以下のとおりです。

15年7月から16年6月末までの間における、RCCによる不良債権の買取実績は3,689億円(元本ベース)となっています。

15年7月から16年6月末までの間において、116件の企業再生(法的再生・私的再生)を実施しました。

地域金融機関も含め24行と「RCC企業再編ファンド」についての業務委託契約を締結しました。

15年7月から16年6月末までの間における、RCC保有債権のバルクセールの実績は4,640億円(元本ベース)となっています。また、16年3月には、証券化を目的として、金融機関等の保有する債権とともにRCCの保有債権1,470億円(元本ベース)をSPCに売却しました。

このように、RCCを一層活用することで、金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現や積極的な企業再生等が図られたものと考えます。

(3) 産業再生機構との連携

産業再生機構は、15年9月から16年6月末までに18件の支援決定を行っていますが、産業再生機構が支援決定等を行う場合、あらかじめ主務大臣の意見を聴くこととされていることから、内容を精査のうえ適切に対応しました。

これに加え、産業再生機構とは以下の連携を行いました。

15年5月に開催された「産業再生機構・金融庁連絡会」を踏まえ、金融庁と金融機関団体との意見交換会等の場を通じて産業再生機構の活用を促すとともに、産業再生機構との間で技術的な点も含め意見交換を行いました。

15年9月、産業再生機構担当大臣からの要請を受けて、金融機関に対し、我が国産業の再生と信用秩序の維持という産業再生機構の目的を十分理解した上で、更に一層積極的に産業再生機構を活用するよう、文書で要請を行いました。

16年4月に開催された「産業再生機構に関する懇話会」及び同懇話会の下に設置された事務レベル会合に参加しました。

このような連携を通じて、産業再生機構が一層活用され、不良債権処理の促進という観点も含めて、産業と金融の一体的再生が着実に進捗しているものと考えています。

5．今後の課題

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るために、不良債権問題を正常化させる必要があります。このため、金融再生プログラムに盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、RCCの機能の一層の活用や、産業再生機構との連携など、産業と金融の一体的再生に向けた取組みを推し進めることで、平成16年度における主要行の不良債権比率半減を実現していくことが重要です。来事務年度はそのための総仕上げの年として、16年9月期を対象とした特別検査の実施や検査・監督を通じて金融機関の大口与信管理態勢への取組みをフォローすることで、不良債権問題の解決に向けて全力を尽くしていく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（金融再生プログラム等の諸施策の着実な実施）を進めていく必要があります。